

名古屋市歴史的風致維持向上計画



名古屋市

目 次

はじめに · · · · ·	1
1章 名古屋市の歴史的風致の背景 · · · · ·	5
1. 市の概要 · · · · ·	5
2. 名古屋市の歴史的資源 · · · · ·	31
2章 名古屋市の維持向上すべき歴史的風致 · · · · ·	52
1. 名古屋城と名古屋城下町を舞台に展開した祭礼に見られる歴史的風致 · · · · ·	53
2. 熱田神宮等に見られる歴史的風致 · · · · ·	75
3. 尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致 · · · · ·	97
4. 堀川・四間道界隈に見られる歴史的風致 · · · · ·	103
5. 街道や城下町の周辺地域等に見られる歴史的風致 · · · · ·	113
6. 大都市名古屋の発展過程に見られる歴史的風致 · · · · ·	144
3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 · · · · ·	170
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 · · · · ·	170
2. 各種計画との関連性 · · · · ·	175
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 · · · · ·	184
4. 計画の推進体制 · · · · ·	190
4章 重点区域 · · · · ·	191
1. 重点区域設定の考え方 · · · · ·	191
2. 重点区域の位置及び区域 · · · · ·	195
3. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果 · · · · ·	207
4. 良好な景観の形成に関する施策との連携 · · · · ·	208
5章 文化財の保存及び活用に関する事項 · · · · ·	228
1. 名古屋市全体に関する事項 · · · · ·	228
2. 重点区域に関する事項 · · · · ·	233
6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 · · · · ·	240
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方 · · · · ·	240
2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業 · · · · ·	246
7章 歴史的風致形成建造物に関する事項 · · · · ·	288
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 · · · · ·	288
2. 歴史的風致形成建造物の管理の方針 · · · · ·	288

名称：名古屋市歴史的風致維持向上計画
主体：名古屋市
計画期間：平成26年度から平成35年度まで

はじめに

1 計画策定の背景と目的

名古屋は、古くは濃尾平野の農業生産を背景とした地方勢力の拠点、あるいは東西交通の要衝として、江戸時代は御三家筆頭である尾張徳川家の城下町として、また近代以降は我が国における経済産業の一大拠点として発展してきたまちである。この地は、時代を左右する幾多の歴史を積み重ねてきている。

残念ながら、第二次世界大戦で名古屋は都心部を焼失し、都心部の町並みや寺社等を失ったが、歴史的町並み、建造物や様々な歴史ある営みは多く残されている。また都心部では、戦後に復興土地区画整理事業により、今では名古屋のシンボルとなっている広幅員道路などが整備された。これらも戦後60年以上を経過した現在では、名古屋の新しい歴史として人々の生活に定着してきている。

これまで名古屋市は、名古屋の個性と魅力を活かしたまちづくりとして、文化財の保護をはじめ、歴史的町並み保存事業、市政資料館の開館、文化のみちの推進、揚輝荘の整備等、さまざまな歴史まちづくりに関する取り組みを、市民とともにに行ってきました。

また、平成22年の開府400年を契機に、名古屋の歴史・文化を再度見つめ直す機運が高まった。これを受け、市内に残る歴史的資源を積極的に活用した戦略的なまちづくりの基本方針である「名古屋市歴史まちづくり戦略」（以下、「戦略」という）を平成23年3月に策定した。戦略では、「語りたくなるまち名古屋の実現」を目標に掲げ、地域住民・行政など様々な主体が協働しながら歴史まちづくりに取り組むこととしている。

この計画は、戦略を踏まえ、平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という）に基づき、歴史まちづくり法に定められる歴史的風致を維持、向上するための方針および重点区域、平成26年度から10年間の事業についてとりまとめたものである。歴史的風致の構成要素である「歴史と伝統を反映した人々の営み」については、これまでの歴史まちづくりの施策ではクローズアップされてこなかったが、これも歴史の一部として取り上げたことが、この計画の特徴となっている。

今後、本計画に基づき関係部局が歴史的風致の維持向上に取り組んでいくことにより、さらに名古屋の都市の個性と魅力が際立つまちづくりを推進していく。

※「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条にて「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

2 計画策定の体制及び経緯

(1) 計画策定の体制

本計画は、本市の庁内組織である「名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議」における課題整理、施策・事業案等の検討、及び歴史まちづくり法第11条に基づく「名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会」における計画案の検討、並びにパブリックコメントによる市民意見の募集等を経て策定された。

ア 名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会

名古屋市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、歴史まちづくり法第11条に基づく「名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会」を平成24年8月29日に設置した。

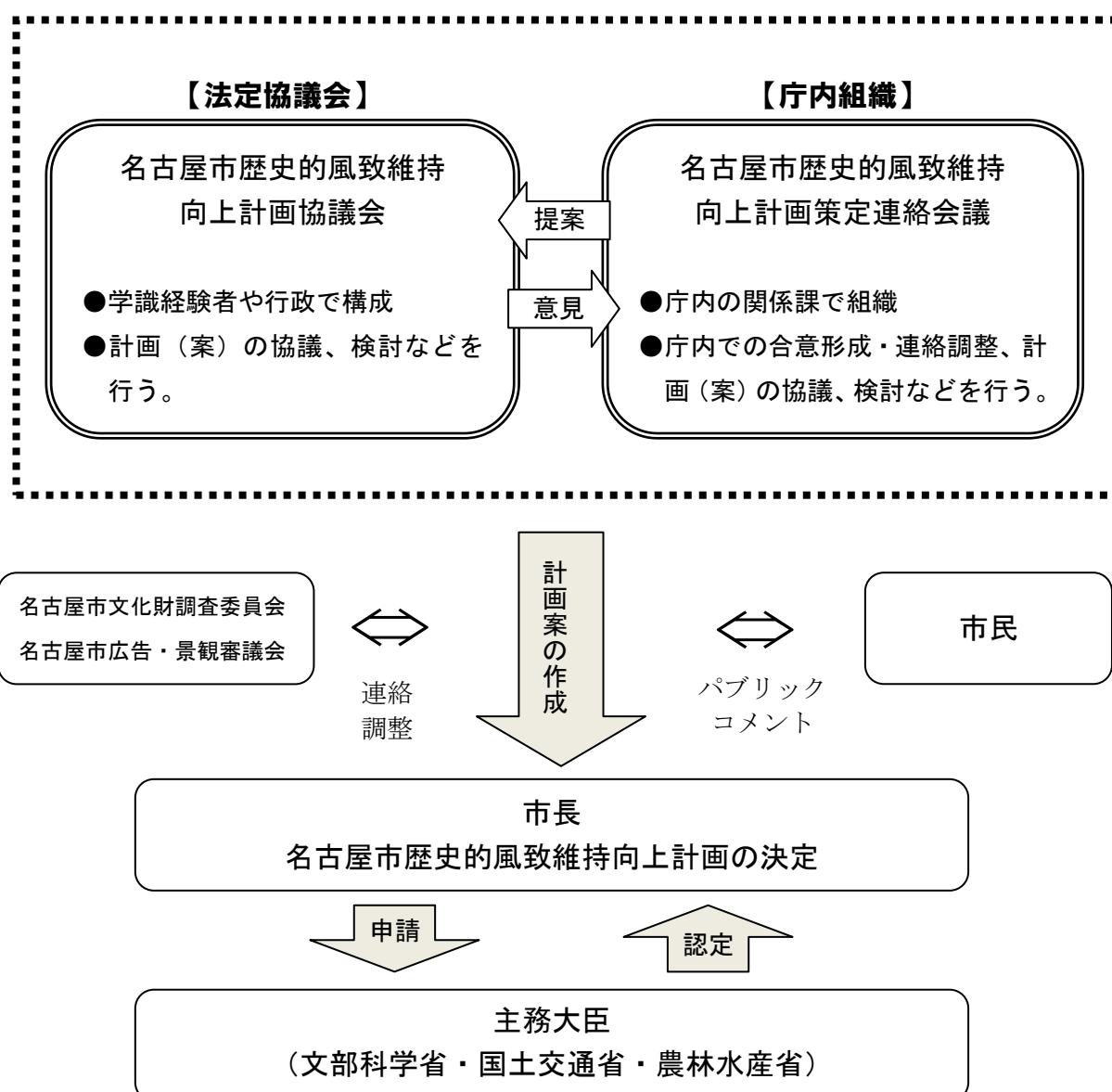
	名前	所属
会長	瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
委員	赤羽 一郎	愛知学院大学・愛知淑徳大学講師
委員	林 順子	南山大学経済学部教授
委員	松本 直司	名古屋工業大学大学院教授
委員	山本 雅夫	愛知県教育委員会文化財保護室長
委員	桜井 信寿	名古屋市教育委員会生涯学習部文化財保護室長
委員	松井 明子	名古屋市住宅都市局都市計画部歴史まちづくり推進室長

イ 名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議

本計画の策定に向けて、課題の整理、施策・事業案等の検討を目的に、平成24年6月26日に「名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議」を設置し、庁内の連絡調整を行った。

局	課・室	
総務局	企画部企画課	

市民経済局	企画経理課 文化観光部名古屋城総合事務所整備室	
住宅都市局	企画経理課	
	都市計画部都市計画課	
	都市計画部都市景観室	
	都市計画部歴史まちづくり推進室	事務局
緑政土木局	企画経理課	
教育委員会	生涯学習部文化財保護室	



(2) 計画策定の経緯

本計画の策定経緯は以下のとおりである。

日付	事項
平成 24 年 7 月 6 日	第 1 回名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議
平成 24 年 7 月 31 日	名古屋市文化財調査委員会報告
平成 24 年 9 月 12 日	第 1 回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
平成 24 年 11 月 21 日	第 2 回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
平成 25 年 3 月 18 日	名古屋市文化財調査委員会報告
平成 25 年 3 月 19 日	第 3 回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
平成 25 年 3 月 28 日	第 2 回名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議
平成 25 年 5 月 20 日	名古屋市広告・景観審議会報告
平成 25 年 9 月 26 日 ～10 月 25 日	パブリックコメント
平成 25 年 11 月 20 日	第 4 回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
平成 26 年 1 月 20 日	認定申請